

令和8年4月1日
江東区立深川第四中学校
校長 関根淳之

江東区立深川第四中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害(不登校、自傷行為、仕返し行動など)を未然に防ぐため、いじめられている児童・生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生活指導主任、各分掌主任、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等】による「深川第四中学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

【深川第四中学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間3回以上、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針に付いての協議等を行う。
- (5) 「学校サポートチーム」を活用し、学校内だけで対応せず、学校外の関係機関と連携していじめの未然防止、早期解決につなげる。
- (6) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCAサイクルで検証を行う役割を担う。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・「こうとう学びスタンダード」を基本とし、授業規律に関する指導の統一・徹底を図り、安定した授業環境を整える。
- ・授業改善推進プランに基づいた授業改善を図る。
- ・OJT体制を確立・活性化し、すべての教員の授業力を高める。
- ・都や区などの、外部機関を活用して授業のスペシャリストを育てる。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する

具体的な取組内容

- ・道徳授業地区公開講座で、全学級の道徳授業を公開し、生徒の心の教育について、保護者や地域の方と意見交換会を行い、道徳教育の充実につなげる。
- ・保健領域の指導や学級活動等において、悩みごとを周囲に相談するなど、ストレスや困難に対処する方法の指導を展開する。
- ・セーフティ教室や安全指導等での情報モラル教育を通し、インターネットや SNS に関するいじめ防止を推進する。
- ・いじめに関する授業を年3回以上実施する。

- (3) 体験活動の充実……生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容

- ・2学年で職業体験を実施し、労働の尊さを学び、自身の可能性に気づかせることで、自己肯定感を高める指導を推進する。
- ・教科の授業を通じて、美しいものに感動する心や、豊かな感性を育み、健全な心の成長を促す。
- ・学びあい活動や共同学習を通じて、問題意識を抱き、行動できる姿勢を養う。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・互いの人格を尊重する態度や思いやる心など、学年に応じた人権教育を推進する。
- ・生徒会・学級活動等の主体的な自治的活動を通して、自己肯定感を涵養する。
- ・健全な学級集団を形成するために、教員の研修を行い、OJT体制を確立・活性化し、すべての教員の指導力を高める。

- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策……全校生徒のChromebookの使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・セーフティ教室や安全指導等を通じ、情報手段を活用する上での心構えを身に付ける情報モラル教育を推進する。
- ・インターネット、スマートフォン等の活用状況を把握し、学年に応じた指導をする。
- ・保護者会やPTA活動等と連携し、保護者への意識付けと啓発を行う。
- ・生徒主体でSNSルールを制定し、「深川四中SNSルール」として指導する。

- (6) 「SOSの出し方に関する教育」の推進……生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校生徒に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

- ・全学年において、DVD等を活用した授業を年間1回以上実施する。また、朝会等において校長講話で「SOSの出し方」に関する講話を年間1回以上実施する。
- ・1学年においてはスクールカウンセラーとの全員面談を実施、また教育相談面談を実施し、悩み等を相談できる相手が増えるようにする。
- ・全校朝礼等の場で校長による講話を年1回以上実施する。

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・江東区いじめ防止基本方針に基づく校内研修を年度当初に設け、改めていじめの早期発見、早期対応の大切さを全教職員が認識し、行動できるようにする。
- ・校内研修において「深川第四中学校いじめ防止基本方針」について周知・徹底する機会を設け、いじめ対策委員会のみならず全教職員がいじめの防止に対しての高い意識をもって職務へ当たれるようにする。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- ・6月、11月、2月の「ふれあい月間」にいじめの早期発見につなげるためのアンケート調査を実施する。いじめの兆候に関わる内容については、個別面談を実施する。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・いじめの早期発見に向け、スクールカウンセラーによる全員面談（中学1年）を実施する。
- ・スクールカウンセラー相談日を周知し、気軽に相談できる体制を作る。
- ・長期休業明けに教育相談期間を設け、悩み等を相談できる相手が増えるようにする。

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・教育相談、家庭訪問、連絡帳等を介し、保護者との連絡を密にする。
- ・連絡帳等を活用し、生徒の心情・状況を把握するとともに、適切なアドバイス・指導を行う。
- ・年間2回（7月・12月）三者面談を実施し、いじめの早期発見・解決に取り組む。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 法に規定されている「重大事態」の定義
 - ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合など）
 - ② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態への対応
 - ① 学校は、重大事態が発生した場合、（児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。）、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
 - ③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
 - ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた必要な措置をとる。